

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>○国の農政改革では、担い手への農地集積の推進や、若年農業者数を拡大させようとしている。</p> <p>○こうした中で、平成26年度から開始された農地中間管理事業において、しまね農業振興公社は、従前より実施している農地保有合理化事業により蓄積した知見や市町村等との連携関係を活かし、効率的かつ効果的な事業実施体制を整備。</p> <p>○また、担い手育成の面では、平成13年度から後継者育成に携わっており、ノウハウを蓄積。</p> <p>○これにより農用地の利用効率化、農業の担い手の確保育成において本県農業の振興に大きく寄与している。</p>	A
組織運営	<p>○役員の過半は経営に関し実践的な能力を有する者、その他は農業行政、農地・農業問題、農業基盤整備の精通者等で構成され、担い手の育成・確保に向けた総合的な支援を実施できる役員体制となっている。</p> <p>○農地中間管理事業については、平成27年度から設置の現地相談員を令和元年度より1名増員の11名に体制強化し、事業実施にあたっていることを評価。一方で、事業拡大・制度変更による業務量の増加に伴い時間外勤務が増加しているため、さらなる体制の充実や外部委託の見直しについて今後も検討が必要。</p>	B
事業実績	<p>○各事業の実績</p> <p>(1) 農地中間管理事業 借受934.9ha、転貸1,064.8haで、国割り当ての年間集積目標面積1,560haには未達。</p> <p>(2) 美味しまね認証制度推進事業 事業開始2年目であったが、審査・監査箇所数370箇所と目標値を達成し、県内普及に貢献している。</p> <p>(3) 青年農業者等の確保育成に関する事業 就農相談1,229件、うち新規の相談者数は359人であった。研修・就農・定住等に結びついた人数は42人と、ともに高水準で推移。</p> <p>(4) 中海干拓農地保有合理化促進事業 7.3haを担い手等に長期貸付し、未利用農地の解消が図られつつある。</p>	B
財務内容	<p>○安全性・健全性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率はほぼ横ばいであるが、安定性・健全性が確保されているとはいえない。保有地の売却に向けて一層の努力が必要。 ・流動比率は高く、短期的な支払能力に問題は見られない。 <p>○効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費の増減や職員の増減による振れはあるが、趨勢として人件費比率は低く、職員一人あたり事業収益額は高い傾向。 <p>○自主性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は安定した財源が確保されているが、国県への財政的依存度は高い傾向にあるため、財源が不安定になる可能性がある。 	B
	<p>県の財政的関与について</p> <p>公益事業の効率的かつ継続的な実施を可能とするため、組織体制強化に必要な事業費を財政支援。</p>	

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価報告書における総合評価について	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
総合コメント	本県農業の組織運営上の課題と捉えている	県施策との連携が図れている	各活動の実施にあたっては、事業展開上の課題の整理、取り組み手法の検討が必要
<p>農地中間管理事業については、現地对応に係るニーズを捉え、令和元年度から現地相談員を1名増員して11名に体制強化し、事業実施にあたっている点について評価。また、実績は目標未達であるものの、転貸面積が令和2年度よりも増加し1,000haを超えた点については評価できる。一方で、今後は農業委員会や土地改良事業など関連組織・関連事業との連携がより一層必要になってくること、賃料支払いをはじめとするルーティン業務の増大が見込まれることから、外部委託の推進等を通じた公社業務のスリム化について検討する必要がある。</p> <p>また、その他事業については、ほぼ目標どおりの実績が得られ、本県農業の発展に向けての担い手への支援で一定の成果が得られている。</p>			